

## 第7回建築基準法の見直しに関する検討会 意見等の概要（案）

日時：平成22年6月16日（水）17:00～19:00

場所：国土交通省 10階共用会議室

※：桑原委員、尾島委員、牧村委員、東條委員・細澤委員・三栖委員・峰政委員、来海委員、秋山委員、角委員が追加意見発表資料に基づき意見発表を行い、事務局から関連データ等の説明を行った後に、意見交換を実施

## ＜意見交換＞

## ○久保委員

・既存不適格建築物の増改築について、「既存部分の1/2以下」という制約を撤廃した場合、悪意を持った設計士により不条理な設計がなされる可能性はあるか。可能性があるなら、制約は必要と考える。

## ○峰政委員

・既存不適格の部分が残ることとなるが、増築部分については、現行の規定に準拠することとなるので、ストックとしてはむしろ良くなると考える。

## ○来海委員

・現行の制約は、「1/2超の増改築については、既存部分についても現行の規定に遡及すべき。」というものであり、当該制約の撤廃により不条理な設計が行われることは考えられない。

## ○事務局

・既存不適格建築物は、増改築時に投資が大きければ遡及させることとしており、現行では過半としている。諸外国においても同様の考え方に拠っているところが多い。1/2という数値は、政策論であり、技術論ではない。

## ○斉藤委員

・過半の修繕・模様替については、建築確認が必要であり、現行の規定に遡及しなければならぬこととされていると記憶しているが、これを緩和すべきということか。

## ○事務局

・過半の修繕・模様替は、大規模の修繕・模様替のことであり、床面積が増加しないものである。床面積が増えると増築となる。また、既存不適格建築物の増改築等に係る緩和措置と建築確認とは、別の規定である。

## ○斉藤委員

・資料9の4頁で大規模の修繕・模様替については「全て」と記載してあるが、これはどういう意味か。

## ○事務局

・大規模の修繕・模様替については、「構造規定について危険性が增大しない」等の要件を満たせば、原則として遡及を受けないということである。

## ○細澤委員

・エキスパンションジョイントにより増築した場合についても、既存部分の1/2を超えると既存部分を現行の規定に遡及することが必要となり、増築のネックとなっている。

○乗松委員

- ・新耐震基準の施行以後に建てられたものの中にも平成 19 年改正により、既存不適格となっているものがある。既存部分の 1 / 2 を超えると、既存部分の耐震診断・改修を実施したとしても増築することができない。

○斉藤委員

- ・「既存部分の 1 / 2 以下」を撤廃すべきとのことだが、3 / 4、2 / 3 として欲しいということか。

○事務局

- ・エキスパンションジョイントで増築する場合は、「既存部分の 1 / 2 以下」であれば、既存部分は耐震診断基準に適合していればよい。従って、昭和 56 年以降に建てられたものであれば、違反建築物でない限り、既存部分の改修をせずに増築可能である。「既存部分の 1 / 2」を超える場合は、既存部分を H19 基準とする必要がある。H19 基準が最低基準であり、これをどこまで緩和すべきかが問題となる。

○久保委員

- ・増築部分は現行規定を満たし、既存部分は少なくとも新耐震基準を満たすのであれば、構造規定については問題ないと考えられる。ただし、「既存部分の 1 / 2 以下」を撤廃した場合、容積率違反等の問題が起こるのではないか。

○三栖委員

- ・集団規定については、増築後に適合することが求められるので、問題は生じないと考えている。

○乗松委員

- ・「既存部分の 1 / 2 以下」は、構造規定に係る緩和の条件である。防火・避難規定、集団規定等については別途緩和の条件が規定されており、他の規定において問題は起こらない。

○岡和田委員

- ・「既存部分の 1 / 2 以下」の増築で緩和措置を受ける場合については、構造計算適合性判定の対象外となっており、構造上の安全性が必ずしも担保されず、問題である。

○事務局

- ・法第 86 条の 7 における緩和措置を受ける場合は、法第 20 条が適用されず、構造計算適合性判定の対象とならない。この問題は、既に指摘して頂いている。

○久保委員

- ・牧村委員の資料に「設備設計事務所の登録と資格者の登録データの一元化」とあるが、これは、生産者がルール化すべきことであり、国でやるべきことではない。本来自分でやるべきことを要望し過ぎているのではないか。

○牧村委員

- ・ユーザーは設計者がきちんとやってくれると見ているが、実際には悪質な設計者もいる。どの設計者を選ぶべきかユーザーが判断できる社会環境を構築すべきである。そのような環境を民間のみで構築するには、全ての事務所が団体へ加入することをルール化しなければならない。

○久保委員

- ・「ルール化されていないから事務所が団体に加入しない」ではなく、魅力ある活動をして

入りたくなる団体にすべきである。自らできることを国に附託し過ぎなのではないか。

#### ○尾島委員

- ・角委員から、瑕疵発生防止の実効性を上げてほしいとの要望があったが、事務所協会で行っている設計賠償保険制度は、最近保険金を支払うケースが増えており、崩壊の危機にある。設備設計の技術力が落ちてきており、技術力を高めるシステムの構築が必要。建築設計事務所協会において業務の改善を図っており、その取組は有効と考える。

桑原委員は、技術力と倫理観が必要と言っていたが、これはその通りである。建築設計について、現状の罰則では違反行為の防止効果はないので、効果を高める罰則強化について検討してもらいたい。

#### ○峰政委員

- ・建築士会連合会では平成14年より自主的に職能開発、CPDを進めている。また15年から消費者のために建築士の専門技術領域を実績などで評価し、8つの業務領域で明示するしくみも自主的に行ってきた。その一部の業務領域で、構造設計一級建築士・設備設計一級建築士が出来たことにより、建築士の業務領域表示との関係の説明がうまくいかなくなってきた。自主的な活動はやっているが、息切れしてしまうので応援してほしい。

#### ○三栖委員

- ・建築設備士に一定の権限を付与してほしいと述べたが、設備設計事務所のデータ整備を公的にする必要はないと考えている。ただし、団体への加入について法制化しないことについては、賛成しかねる。団体に魅力があれば加入するというのは、楽観的過ぎる。

#### ○櫻井委員

- ・一般論として、自分から規制してほしいというのは健全ではない。
- ・工事監理・中間検査・完了検査による効果、是正率を教えてもらいたい。また、工事監理・中間検査・完了検査を徹底する仕組みを構築することは、短中期的に重要である。国家公務員制度改革の中で、専門スタッフ職が予定されているので、公務員を再配置して、第三者性を確保した検査人員を確保することが考えられる。

#### ○事務局

- ・「検査にシフトすべき」との意見は、国も同じである。建築確認を民間開放しており、建築確認のみでなく、中間検査・完了検査も民間を活用して充実していこうとしている。特定行政庁に今年度早期に「建築行政マネジメント計画」を策定してもらおうこととしており、特定行政庁において検査等をどのように充実していくか、これらの分野にどのように人を配置するかについて考えてもらっている。

#### ○高野委員

- ・現状では完了検査率は9割以上となっているが、7割～8割の建築物について、検査時に何らかの指摘を行っている。中間検査については、法で義務化している工程のほか、特定行政庁ごとに指定する工程があるが、同一県内でも特定行政庁ごとに微妙に違っているので、なるべく統一化してもらえれば、検査側・設計者側ともにやりやすくなる。

#### ○深尾座長

- ・事務局提供資料をみると、中間検査はかなり細かく実施されているようだが、全国的にはどうなっているのか。

#### ○事務局

- ・中間検査の実施状況については、特定行政庁によってかなり差がある。資料に記載の特定

行政庁は、しっかり取組まれているところである。

#### ○高野委員

- ・中間検査は一定の効果があるので、中間検査を行う工程を指定していない特定行政庁においても指定してもらいたい。

#### ○桑原委員

- ・建築確認、中間検査、完了検査が一定の役割を果たしていることは否定しない。
- ・特定行政庁や民間確認機関が1～2時間程度で行う中間検査や完了検査により、クライアントに良い安全な建築物を提供できるようになるわけがない。良い建築物をつくるためには、設計者、技術者、施工者が一体的に建築をつくるシステムの構築が必要であり、検査の可否で良い・悪いを判断するというのはおかしい。

#### ○櫻井委員

- ・検査をしっかりやってもらいたい。そのための仕組みとして、単体の技術基準に係る審査と集団規定の審査は分けるべきと考えている。
- ・技術が継承できるように、技術者をプールすることが必要と考えるが、仮に技術者は国に相対的に多く存在しており、自治体において不足しているとすると、技術者をいかに自治体にはり付けるかについての仕組みづくりが必要である。

#### ○事務局

- ・国においては、直接、建築確認、検査は行っておらず、地方整備局等を合わせても、建築行政の人員は地方公共団体より少ない。

#### ○川本住宅局長

- ・建築の技術職の採用は5人/年であり、また、その中には都市工学出身の人間もいるので、人員は、かなり少ない状況である。

#### ○斉藤委員

- ・中間検査・完了検査は非常に重要と考える。4号建築物については、中間検査は義務付けられていないが、平成18年の改正時において、民主党は、全建築物において中間検査を義務付けるべきと言っていた。4号建築物に中間検査を義務付けることができるかについて教えてもらいたい。

#### ○事務局

- ・4号建築物については、建築確認・完了検査について4号特例により大半は省略されており、4号特例については、当面維持することとしている。

#### ○斉藤委員

- ・何故、当面維持することとしているのか。

#### ○井上審議官

- ・4号特例については、小規模建築物を建築士が設計した場合に建築確認・完了検査の一部を省略するものであり、昭和58年の法改正により導入された。耐震偽装事件の後、戸建住宅で適切な壁量を確保していない事例が見受けられたため、構造を審査するよう見直すべきと判断した。しかしながら、平成19年の法改正により現場に混乱が生じ、4号建築物の構造を審査することにすると、現場が対応できないことが明らかとなったため、4号特例については当面継続することとした。

#### ○斉藤委員

- ・横浜市においては、50㎡を超えると戸建住宅でも中間検査を実施しているが、検査を義



務付けることについて何か支障はあるのか。

○協出委員

- ・特に問題はない。ただ、全件数検査を行うにあたり、従前18行政区毎に建築確認の事務所があったが、検査要員を増やすために、4つの区域に事務所を統合するという大幅な機構改革と人員規模・配置の見直しを行ったという経緯がある。
- ・民間確認機関では契約で業務量をコントロールすることができるが、行政庁においては平均の業務量で審査体制を決めているので、大きな事故等により行政に検査が集中する等のピーク時には対応が難しいという実態はある。

○斉藤委員

- ・民間確認機関においては、戸建住宅についても中間検査をやる割合は多いのか。

○高野委員

- ・戸建住宅の中間検査を指定している特定行政庁の管下においては、行っている。割合は把握していない。

○深尾座長

- ・その他(4)、(5)については意見がなされなかったが、いかがか。

○木原委員

- ・大臣認定については、38条認定が廃止され、68条の26に基づいて特殊な建築材料や構造方法等について認定することとなり、必要な規定については整備されている。ただし、性能評価機関は、審査する項目の評価方法書を事前に定めなければならないという縛りがあり、これが柔軟な評価を妨げているので改めてほしい。

○牧村委員

- ・中間検査・完了検査については設備の専門家が行っていることは少ない。このため、設備については実質的な検査になっていない。工事監理については、建築士がいれば設備の専門家がいなくても行うことができる。建築設備士の活用を検討してもらいたい。

○深尾座長

- ・次回は構造計算適合性判定をテーマとして議論し、その他については、次々回に議論することとする。